

那須塩原市国際交流公式インスタグラムアカウント運用方針

1 名称

アカウント名 : nasushiobara_global_life
【公式】那須塩原市国際交流インスタグラム

2 情報発信の目的

那須塩原市市民生活部市民協働推進課が那須塩原市の国際交流に特化したSNSアカウントを開設し運用することで、地域の特性を生かしながら国際交流事業を推進し、多文化共生社会に対する相互理解を促進させ、地域の活性化を図るため、国際交流に関する取組、イベント情報の周知のほか、本市の国際交流員の活動や海外の文化について発信する。明るく楽しく親しみやすい本市の国際交流をPRするとともに、多文化共生社会への実現に向けた機運を醸成する。

3 情報発信の内容

- (1)国際交流員の日々の活動様子
- (2)海外姉妹都市オーストリアリンツ市、オーストリアに関する情報
- (3)市、または市国際交流協会主催の国際交流関係イベント・行事の事前告知
- (4)市国際交流協会の会員募集案内
- (5)市、または市国際交流協会主催イベントの当日の様子
- (6)県、または県国際交流協会主催の国際交流関係イベント・行事の事前告知
- (7)国際交流関連団体等（栃木県ベトナム人会等）のイベント・行事の事前告知
- (8)その他（外国人住民取材企画など）

4 運用方法

那須塩原市ソーシャルメディア運用ガイドラインに定めるほか、次のとおりとする。

(1)投稿時間

原則として、開庁時間内に国際交流員または市民協働推進課ダイバーシティ推進係の職員が定期的（原則：火曜日）に投稿します。なお、この時間帯以外にも投稿する場合があります。

(2)フォロー・リプライ（返信）

①原則、当アカウントからのフォローは行いません（市関連公式アカウントは除く）。

②当アカウントに投稿されたコメントについては、原則として市からのリプライ（返信）は行いません。

(3)コメントの非表示・削除

投稿内容に関係ないコメントや、次の事項に該当すると判断したコメントについては、コメントの投稿者に断りなく、非表示または削除する場合があります。

- ①法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの
- ②公序良俗に反したり、犯罪行為を助長するもの
- ③人種、思想、信条等について差別をし、または差別を助長させるもの
- ④政治、宗教活動を目的とするもの
- ⑤特定の個人、団体等を誹謗中傷したり、プライバシーを侵害するもの
- ⑥市または第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などの権利を侵害するもの
- ⑦広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ⑧わいせつな表現を含むもの
- ⑨他のユーザーや第三者になりましたもの
- ⑩同一ユーザーが同一、同種内容のコメントを繰り返し投稿するもの
- ⑪有害なプログラム等
- ⑫インスタグラムの利用規約に反すると思われるもの
- ⑬市が発信する内容の全部または一部を改変するもの
- ⑭その他、市が不適切と判断したもの

(4)アカウントのブロック

上記(3)に該当するコメントを投稿したユーザーまたは許可を得ることなく他人のアカウントを使用していると判断したユーザーは、アカウントをブロックする場合があります。

5 知的財産権

当アカウントに掲載する個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権等全ての権利）は、市、または正当な権利を有する者に帰属します。また、当アカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製、転用することはできないものとします。

6 免責事項

- (1)市は、当アカウントに掲載する情報の正確性には万全を期していますが、当アカウントの情報を用いて、利用者が行う一切の行為について、市はいかなる責任も負いません。
- (2)市は、当アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3)市は、利用者により投稿されたコメント等について、一切の責任を負いません。
- (4)市は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルによって利用者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (5)市は、上記免責事項の他、当アカウントに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (6)市は、当運用方針を予告なく変更する場合があります。
- (7)市は、予告なく当アカウントを停止・終了する場合があります。

7 運用開始日

令和7年度中

8 担当課

那須塩原市市民生活部市民協働推進課